

令和2年6月15日

南相馬市農業委員会
6月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年6月15日(月)午後5時00分開会
場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

| 議席 | 氏 名 | 出欠 | 議席 | 氏 名 | 出欠 |
|----|---------|----|----|---------|----|
| 1 | 若 杉 裕 二 | 出 | 11 | 佐 藤 洋 | 欠 |
| 2 | 鎌 田 芳 彦 | 出 | 12 | 遠 藤 秀 明 | 欠 |
| 3 | 菅 野 信 彦 | 欠 | 13 | 山 内 弘 巳 | 出 |
| 4 | 欠 番 | | 14 | 二 谷 純 市 | 出 |
| 5 | 梅 村 正 敏 | 欠 | 15 | 半 谷 眞知子 | 出 |
| 6 | 西 内 文 夫 | 欠 | 16 | 早 川 孝 雄 | 欠 |
| 7 | 発 田 栄 一 | 出 | 17 | 佐 藤 良 一 | 出 |
| 8 | 小谷津 弘 隆 | 欠 | 18 | 岡 田 敏 文 | 出 |
| 9 | 塚 野 邦 好 | 出 | 19 | 寺 澤 白 行 | 出 |
| 10 | 今 野 由 喜 | 出 | | | |

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし

3. 出席職員

局長 上野 勝 次長 佐藤 光 主査 山本 将之
副主査 米本 一樹 主事 平田 幸子

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 2 3 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 4 議案第 6 6 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 5 議案第 6 7 号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 6 議案第 6 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第 7 議案第 6 9 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
- 日程第 8 議案第 7 0 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
- 日程第 9 議案第 7 1 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
- 日程第 1 0 議案第 7 2 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
- 日程第 1 1 議案第 7 3 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）
- 日程第 1 2 議案第 7 4 号 現況確認証明願について

5 . 会議の概要

(開会 午後5時00分)

議 長 　　ただいまより令和2年6月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。
新型コロナウイルスの感染を防ぐため、出席者を減じての開催であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条による定足数に達しております。

議 長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号17番佐藤良一委員、1番若杉裕二委員、2番鎌田芳彦委員を指名いたします。

議 長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。5月定例総会以降、本日までの間、特段の報告を要する案件はございませんでした。

議 長 　　次に、日程第3、報告第23号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第23号についてご説明いたします。議案書の2ページから3ページ、整理番号1番から4番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。まず申請番号1番について、平成11年5月の火災により、住宅を焼失したことから、住宅再建を計画しました。住宅再建に当たり、市道からの進入路が建築基準法に沿った進入路でなかったことから、既存進入路を拡幅し現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号2番について、令和元年8月に姉から相続した貸事務所及び貸駐車場として整備されている土地が、相続手続において農地であると判明したものです。農地を違反転用した経過は不明となっております。続きまして、整理番号3番について、昭和53年頃に亡き叔母が、農地を売買により取得した後、農地に越境して住宅を建築し居住していました。平成30年に叔母が亡くなり、相続登記申請の際に農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号4番について、昭和48年に自宅を建築する目的で転用許可を受け造成工事を行っていましたが、父が病を患ったことに伴い経済的な理由も相まって、住宅建築の計画が進まないまま、平成30年に相続により当該地を取得しました。その後、所有者が営んでいる運転代行業において事務所及び駐車場として使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第4、議案第66号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第66号についてご説明いたします。議案書の4ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について、許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 　　続きまして、今回の現地調査委員から申請番号1番と3番について、補足説明があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、続いて申請番号2番について、現地調査委員の16番委員には出席を求めているため、現地調査委員から補足説明を受けていれば事務局から報告を願います。

事務局 　　補足説明はないと聞いております。以上です。

議 長 　　それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第5、議案第67号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第67号についてご説明いたします。議案書の5ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、この案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きます、申請番号1番について、現地調査員の12番委員には出席を求めているため、12番委員から補足説明を受けていれば事務局から報告を願います。

事務局 補足説明はないと聞いております。以上です。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第6、議案第68号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第68号についてご説明いたします。議案書の6ページから7ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号1番については、報告第23号整理番号1番の追認及び議案第70号申請番号4番関連の案件です。続きます申請番号2番については、報告第23号整理番号2番の追認を得るための案件です。続きます申請番号3番については、報告第23号整理番号3番の追認を得るための案件です。続きます申請番号4番については、報告第23号整理番号4番の追認を得るための案件です。続きます申請番号5番については、議案第70号申請番号1番関連の案件です。以上です。

議 長 続きます、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号1番について、13番委員。

13番委員 議案第68号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。本議案は報告第23号整理番号1番、並びに議案第70号申請番号4番と関連する案件であります。現地案内図は1ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る6月11日午前11時頃より、代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 続きまして、申請番号3番について、7番委員。

7番委員 議案第68号、申請番号3番についてご報告いたします。去る6月11日10時頃、申請人、代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、申請人からの聞き取りまた現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしましたところでございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号2番と5番については、現地調査員の11番委員及び申請番号4番について、現地調査員の12番委員には出席を求めているため、事務局からの報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第68号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。この案件は、報告第23号整理番号2番関連案件です。現地案内図は2ページです。去る6月13日土曜日午後3時より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。続きまして、議案第68号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。所在から申請事由までは記載のとおりです。この案件は報告第23号整理番号4番関連の案件です。現地案内図は4ページです。去る6月10日午前11時頃より、行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を確認しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。続きまして、議案第68号申請番号5番について、現地調査の報告をいたします。この案件は議案第70号申請番号1番関連の案件です。現地案内図は5ページです。去る6月14日日曜日午後2時より、申請人、施工業者立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人、施工業者からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上、現地調査委員よりの報告になります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第69号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第69号についてご説明いたします。議案書の8ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で転用許可を受け、現在、許可どおり履行しています。当初計画どおり太陽光パネルの下部にパイプハウスを設置し、アスパラガスとトマトを栽培していましたが、予定より早くパイプハウスの経年劣化が進み撤去することになったことから、露地栽培作物に切り替える必要が生じたため、パネルの下部で栽培する作物を、これまでのアスパラガスとトマトから、露地物のアスパラガスと菜種に変更するものです。なお、菜種については、営農者が9年前から栽培を実施し栽培技術が確立されており、相双農林事務所にも事前確認済みであります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号1番について7番委員。

7番委員 議案第69号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図につきましては6ページとなっております。去る6月11日9時頃、設定人の立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、設定人から聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、台風等の影響により、条件に変更が生じたということで栽培作物を変更するものであり、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第70号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第70号についてご説明いたします。議案書の9ページから10ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号1番については、議案第68号申請番号5番の関連案件です。また、申請番号4番については、報告第23号整理番号1番の追認を得るための転用申請であり、議案第68号申請番号1番の関連案件となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号4番について、13番委員。

13番委員 議案第70号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。本案件は報告第23号整理番号1番、並びに議案第68号申請番号1番と関連する案件であります。現地案内図は1ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る6月11日午前11時頃より、代理人行政書士の立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 続きまして、申請番号5番について、7番委員。

7番委員 議案第70号申請番号5番について、現地の調査を行いましたので報告いたします。去る6月11日10時頃、譲渡人及び譲受人、代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、譲渡人及び譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準の事業の确实性を踏まえ、ともに満たしていると判断したところでございます。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 続きまして、申請番号1番と2番について現地調査員の11番委員、及び申請番号3番について現地調査員の12番委員には出席を求めているため、事務局からの報告を願います。

事務局 議案第70号申請番号1番、2番及び3番について、現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第70号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページです。なお、この案件は、議案第68号申請番号5番の関連案件です。去る6月14日の日曜日午後1時より、譲受人、譲渡人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人、譲渡人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結

果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいいたします。続いて議案第70号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページです。去る6月12日金曜日午後5時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいいたします。続きまして、議案第70号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページです。去る6月10日水曜日午前11時15分より譲渡人、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲渡人、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいいたします。以上、現地調査委員よりの報告となります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 (なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第71号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第71号についてご説明いたします。議案書の11ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第2種農地に建売住宅を4棟建築するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、申請番号1番について、現地調査員の11番委員には出席を求めていないため、事務局からの報告を願います。

事務局 議案第71号申請番号1番について、現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第71号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページです。去る6月13日土曜日午後4時30分より、譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願

いいいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に日程第10、議案第72号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第72号についてご説明いたします。議案書の12ページから13ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として申請番号1番については、工事用事務所、資材置場、資材倉庫、仮設トイレ、駐車場としての一時転用であり、転用期間は許可日から9カ月間となっております。続きまして、申請番号2番から5番については、第3種農地のうち、用途地域内農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号2番から5番について、17番委員。

17番委員 議案第72号申請番号2番から5番までの調査を行いましたのでご報告いたします。現地案内図は11ページとなります。去る6月11日午後4時より、設定人である設置者と被設定人である設置業者立ち会いのもと調査を行いました。所在、面積、申請事由については記載のとおりでございます。被設定人と現場を踏査し聞き取り調査を行いました。周囲には人家もあることから、隣接地権者や周辺の世帯からの同意の確認をしたところ、全戸及び隣接地権者を訪問して事業内容を説明し、同意を得ているとの回答でございました。また、設置後の日照等の被害、問題等が生じない設計にするよう指導を行っております。この場所は、過去にも太陽光発電に伴う現地調査のご報告を申し上げた一帯の場所です。加えて、跨線橋の南側の方も今後太陽光設置が予定をされています。こういった所でございますので、周辺住宅に限らず道路通行上も角度によって支障があることから、こうしたことにも十分に配慮するよう指導を行っております。申請番号2番について申し上げます。記載のとおりパネルの設置枚数は180枚の計画であります。設置面積は、300.6平方メートルとなります。申請書に添付

されている内容を確認したところ、系統連系に係る契約を3月31日、売電開始希望日を9月25日としてあります。また農地転用に伴う措置等についての協議も整い、土地改良区からは差し支えないとの意見書も添付をされております。そのほか、金融機関より事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。続きまして、申請番号3番について申し上げます。パネルの設置枚数は172枚でございます。パネルの設置面積は287.24平方メートルでございます。系統連系に係る契約を3月28日、売電開始日を9月25日としてあります。また、先ほど申し上げた農地転用に伴う措置等についての協議も整っております。そのほか、自己資金で行うとのことであり金融機関より、事業計画に十分な資金の残高証明書等も添付されております。以上のことから立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。ちなみに発電量は53.32キロワットだそうでございます。続きまして申請番号4番について申し上げます。パネルの設置枚数は204枚の計画であります。パネルの設置面積は340.68平方メートルとなっております。系統連系に係る契約を3月28日、売電開始希望日を9月25日としてあります。土地改良区からの意見書も添付されております。さらに、金融機関より事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準とも満たしていると判断をしております。申請番号5番について申し上げます。パネルの設置枚数は216枚の計画であります。太陽光パネルの設置面積は360.72平方メートルになります。ここだけ、田と畑とを合わせて1,028平方メートルということになっております。系統連系に係る契約を3月31日、売電開始希望日を9月25日としてあります。また、農地転用に伴う措置等についても協議が整い、土地改良区の意見書も添付されております。さらに、自己資金で行うとのことであり、金融機関より事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。ちなみに、発電量は66.96キロワットだそうでございます。委員各位の慎重審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 続きまして、申請番号1番について、現地調査員の12番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第72号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページになります。去る6月10日午前9時頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると

判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いたします。以上、現地調査委員よりの報告となります。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 　　7 番委員。

7 番委員 　　ただいま説明がありました申請番号 2 番から 5 番について、関連して一緒にお聞きしたいのは、周辺の農地は、今現在どのような農業の現状となっているかを確認したいことと、太陽光の発電設備の高さの関係で、この周辺農地に日照条件等で影響はないのかどうかを知りたいので、よろしく願います。

議 長 　　1 7 番委員。

1 7 番委員 　　7 番委員の質問に対するお答えを申し上げます。昨年までは、復興組合で荒廃した草だらけの農地の草刈りをしていました。現況は、草も生えておりますけれども先ほど申し上げたとおり、ほぼこの一帯全てが太陽光発電になるということで、復興組合では草刈りをやめておりますが、業者の方で許可になった段階で草刈りをしながら、設置に向けて対応しているといった状況でございます。あと先程ご指摘あった施設の高さの点は、何ら問題ないというふうに確認しております。

議 長 　　そのほか、ございませんか。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第 1 1、議案第 7 3 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第 7 3 号についてご説明いたします。議案書の 1 4 ページから 1 6 ページ、申請番号 1 番から 6 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号 1 番については、仮設事務所、仮設トイレ、仮設道、資材置場、駐車場としての一時的転用であり、転用期間は許可日から 1 2 カ月間となっております。また、転用面積が 3 , 0 0 0 平方メートルを超えておりますが、主たる目的が建築物の建築または特定工作

物の建築ではないので、開発許可の対象とはなりません。続きまして、申請番号 2 番については、第 2 種農地に資材置場、駐車場等を整備する転用申請です。転用面積が 3,000 平方メートルを超えておりますが、主たる目的が建築物の建築または特定工作物の建築ではないので、開発許可の対象とはなりません。続きまして、申請番号 3 番については、第 2 種農地に店舗、駐車場等を建築、整備する転用申請です。事業面積が 3,000 平方メートルを超えており、開発許可が必要な案件となっております。開発許可担当の都市計画課に確認したところ、開発許可に係る手続は順調に進んでいるとのことです。続きまして、申請番号 4 番から 6 番については、いずれも第 2 種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、2 番委員。

2 番委員 議案第 7 3 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 12 ページとなっております。去る 6 月 11 日午後 2 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、及び現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 続きまして、申請番号 2 番について、18 番委員。

18 番委員 議案第 7 3 号申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 13 ページであります。去る 6 月 10 日 11 時頃より、被設定人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、当該地は設定人の宅地、県道そして山林に囲まれており、また隣接地の宅地にも面しておりますが、境界も明確であり、隣接地の所有者にも電話で話を通してあります。なお、隣接地の所有者は、福島市に避難しております。よって立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号 3 番について現地調査員の 8 番委員、及び申請番号 4 番から 6 番について現地調査員の 16 番委員には出席を求めているため、事務局からの報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第 7

3号申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。申請内容は、議案書15ページに記載のとおりで、現地案内図は14ページになります。去る6月12日午後1時半頃より、設定人及び被設定人立ち会いのもと、事前調査を行いました。調査書の調査事項に基づき、設定人及び被設定人からの聞き取りを行い、南相馬土地改良区及び関係水利組合との協議等も適正に行われていることが確認でき、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。続きまして、議案第73号申請番号4番、5番、6番について現地調査の報告をいたします。土地所有者が同一で近隣に位置しているため、一括して調査を実施いたしました。現地案内図は15ページの・・・です。所在から申請事由は記載のとおりです。去る6月9日午後4時頃より、申請人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、いずれにおいても、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上、現地調査委員よりの報告となります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に日程第12、議案第74号、現況確認証明願についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第74号についてご説明いたします。議案書の17ページになります。申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請のあった2件、10筆の農地について非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いたします。以上です。

議 長 今回の現地調査員を代表いたしまして、2番委員から報告をお願いします。

2番委員 去る6月5日午後1時半より、14番委員と農地利用最適化推進委員1名、事務局2名に私の計5名で議案第74号申請番号1番及び2番の現地調査を行いました。現地案内図は16ページから17ページです。申請番号1番の土地です

が進入路がなく、草が背丈より高く繁茂しております。また近くには、南相馬市所有のため池がありますが、危険であり中まで入れない状態でした。よって、原野として判定いたしました。次に、申請番号2番についてですが、9番から19番は、かつては桑畑ということで急な斜面の土地であり、進入路もなく機械も入れないということで、9番が原野、11番が山林、12番も山林、19番が原野と判定いたしました。136番、137番、139番は、周囲が山林でまわりに倒木があり湿地帯のような感じで進入路もなく、背丈より高い雑草も繁茂しており、いずれも原野と判定いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で本日予定いたしました報告1件、及び議案9件、合わせて10件の審議を全て終了いたしました。これを持ちまして本日の6月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様大変お疲れ様でした。

(終了)

(閉会 午後5時55分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和2年6月15日

議事録署名人(17番・サトウ・リョウイチ)

議事録署名人(1番・ワカスギ・ユウジ)

議事録署名人(2番・カマダ・ヨシヒコ)